

# 障害のある子どもの保育にかかわる現状と課題 ——個別的な保育から多様性（ダイバーシティ）に応じた保育へ——

山 田 雄 一\*

## The Current State and Problem about the Nurture for Children with Disabilities The Review of the Nurture and Education for Children with Disabilities

Yuichi YAMADA

### 要 旨

保育所のなかで障害児保育の対象になる幼児，児童発達支援の制度を利用する幼児や特別支援教育を受ける児童が増加している。障害児保育の対象のなかには，虐待を受けている幼児，愛着障害のある幼児や，障害とそれらの課題を併せている場合など，多様な背景のある幼児が含まれているとも考えられ，障害児保育を行う保育士に求められることが変化していくことが想定される。障害児保育の現状と課題，その先の小学校での特別支援教育の現状と課題を概括し考察を行った。

障害児保育の課題として，障害のある幼児を中心に行う保育の専門性の定義や保育士の専門性を高める方法，増加している虐待や発達障害の理解と対応を深めることが挙げられる。特別支援教育の課題としては，発達障害の理解と対応，発達障害と類似している愛着障害の理解と対応が課題と考えられた。

今後の課題として，新しい制度を活用した障害児保育の実践，保護者との協働と保護者支援，発達障害と類似する様相を示す虐待を受けている幼児や愛着障害の理解と対応，分けられた環境での障害児保育や特別支援教育から，障害のある子ども，ない子どもが存在するインクルーシブな環境での保育の充実や支援の促進が挙げられる。

今後の障害児保育は，障害児保育を支える制度の活用，保護者との協働のもと，多様な背景のある幼児を理解し，インクルーシブな環境で幼児それぞれの特徴を踏まえた保育を行うことが重要になると考えられる。

キーワード：特別支援保育・教育，児童発達支援，保護者との協働，愛着障害，多様性（ダイバーシティ）

---

\*非常勤講師 障害児保育

## はじめに

障害のある子ども、発達が気になる子どもの増加のため、障害児保育対象の幼児の増加、児童発達支援事業所の急増、教育では、特別支援学校や支援学級、通級指導教室を利用する児童の増加や放課後等デイサービス事業所の増加が見られている。ここでは、筆者が児童発達支援事業での保育士との協働、保育園の巡回相談、特別支援学校での業務を通じて、障害のある子どもの保育や教育に携わるなかで得た障害児保育と就学後の特別支援教育の課題を概括し、障害児保育における課題について検討していきたい。

## I. 障害児保育の現状と問題の所在

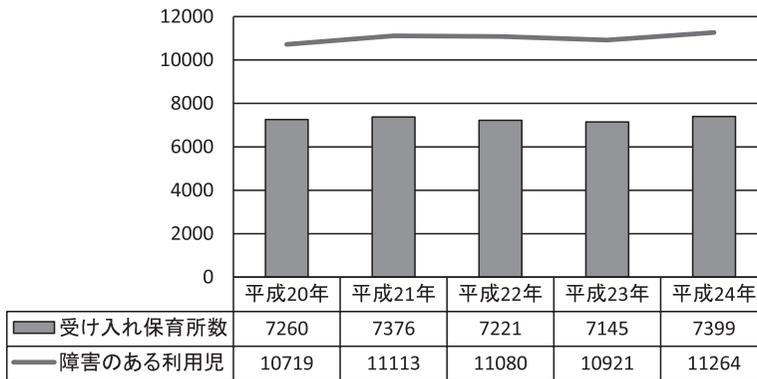
障害のある子どもの保育の場は、保育所等だけではなく、児童福祉施設や児童発達支援事業所などで行われている。児童福祉施設には、社会的養護を必要とする子どもや親子を対象とする施設があるが、就学までの年齢の幼児が利用している主たる施設は乳児院である。平成27年の児童養護施設入所児童等調査による、平成25年の実態調査では、前回の調査の32.3%よりは割合が下がっているが、乳児院にいる子どもの28.2%に障害があるとされている。割合が下がっているのは、平成25年の調査では、前回の調査では対象になかったファミリーホームで預かる乳幼児がいたため割合が下がっていると考えられるものの、高い割合で障害が認められる。(平成25年の調査ではファミリーホーム利用児の37.9%に障害があるとされている。)また、虐待を受けて入所する子どもの割合も増加している。

児童発達支援事業は、平成24年に、福祉型・医療型児童発達支援センター、児童発達支援事業、福祉型・医療型児童入所施設等に統合されている。就学前に障害のある子どもや発達が気になる子どもの発達支援を行う、児童発達支援事業所が増加(児童発達支援事業数:平成24年2804箇所、平成25年2802箇所、平成26年3258箇所)している。発達支援事業所数の増

表1 児童養護施設入所児童等調査結果 施設利用児の障害、被虐待について

平成25年	総数	障害のある利用児		虐待経験のある利用児	
		人数	割合	人数	割合
乳児院	3147	889	28.2%	1117	35.5%
母子生活支援施設	6006	1056	17.6%	3009	50.1%
ファミリーホーム児	829	314	37.9%	459	55.4%

## 障害のある子どもの保育にかかわる現状と課題



\*厚生労働省資料 筆者が編集

図1 障害児保育の実施状況推移

加の背景には、障害のある子どもを地域生活のなかで支援する制度が整備され、受給者証を取得することで発達の支援を受けられるようになったことが大きいと考えられる。療育手帳や診断がなくとも、支援が必要な人に支援が提供されることが可能になり、今まで支援が受けにくかった子どもがサービスを利用できるようになったことが利用者の増加につながっていると考えられる。また、保育所での障害保育対象児数も増加している。

保育所での障害のある幼児の増加だけでなく、障害のある幼児の利用が主となる児童発達支援事業・センターなどの利用児も増加しており、障害のある子どもの保育に携わる保育士が増加していることが考えられる。保育士の専門性については多く論じられているが、障害のある子どもへの保育の専門性についての具体的な記載が少なく、障害のある幼児が主となる保育担当になった時に必要な知識や技能が分かりにくいことが想定される。また、社会的養護施設での被虐待幼児の増加も見られるために、障害の理解だけでなく、虐待の理解を深めることは重要になる。

### I-1 障害児保育の専門性について

障害児保育の専門性については、保育所保育指針の第4章では、「障害のある子どもの保育」に障害や発達上の課題が見られる子どもとその保護者に対する配慮が挙げられている。保護者との連携や、専門機関との連携を図り、必要に応じて助言等を得ることとされているが、専門機関である児童発達支援事業やセンターでの障害のある子どものへの保育での専門性については触れられていない。

西木・小川（2015）のインクルージョン保育実践に必要とされる保育の専門性に焦点を当て

た研究では、保育士が重視している項目としては「知識」「支援」を重要視していることが明らかにされた。この研究では、障害児保育の経験のない保育士が含まれていたことや、障害のある子どもと接した経験や人数が少ないことも想定されたので、障害のある子どもの保育を主としている保育士に必要とされる専門性は別のものになることも考えられる。

この研究で挙げられた項目だけではなく、児童発達支援事業所・センターなどで障害のある子どもを中心にした保育に求められる専門性の内容や項目を更に検討する必要があると同時に、どのような「知識」が必要か、「支援」の具体的方法、内容を習得しておくべきことをまとめ、保育士養成のカリキュラムなどに反映していく必要がある。

## Ⅰ－２ 障害児保育の専門性を高めるために

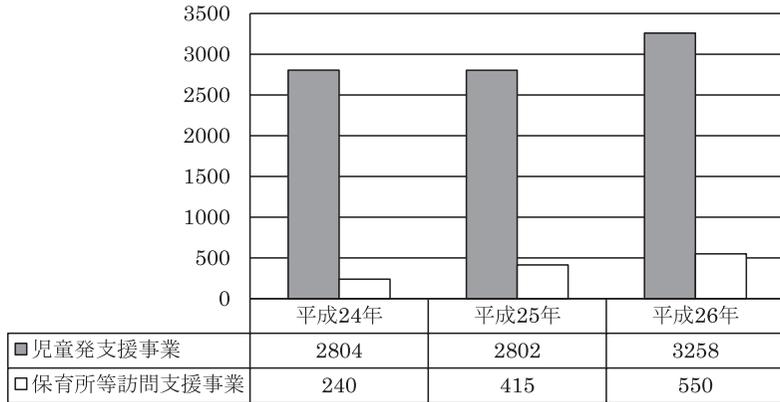
障害のある子どもの保育の専門性を高めるためには、保育士養成段階で、カリキュラムに反映させることが、今後の課題になる。現職の保育所の保育士に対して専門性を高める手段としては、園内の研修や事例検討会、コンサルテーション、巡回相談、施設支援、保育所等訪問支援が考えられる。施設に対して専門職や専門機関が助言をすること、専門職が障害のある幼児個人に対しての支援を通じて、保育士の専門性が高められると考えられる。

施設に対しての支援方法としては、地域等療育支援事業があり、都道府県から受託している機関がこの事業を実施している。例えば、千葉県障害児等療育支援事業実施要綱によると、障害児等療育支援事業のなかで、施設支援指導事業を実施しており、「障害児通所支援及び障害児保育を行う保育所等の複数の職員に対し医師、理学療法士、作業療法士、臨床心理士、言語聴覚士等、その他療育に関する専門家として障害福祉課が適当と認めた者を派遣し、在宅障害児等の療育に関する技術の指導を行うものとする。」としている。この制度を活用することで、保育所が専門職の支援を受けることが可能になり、子どもへの支援や、保育士への助言を通じて、保育士の専門性を高めることができると考えられる。

個人への支援については、従来の巡回相談に加え、平成24年より保育所等訪問支援が実施されている。保育所等訪問支援については、保育所だけではなく、学校での支援を行うことも可能である。巡回相談とは異なり、保護者が保育所等訪問支援を実施している機関と契約し、機関の職員が保育所等の現場に向いて支援をする形態をとっている。行っている機関、機関が行う内容や子どもの状態、保護者のニーズも幅広く、保育現場の理解や受け止めも様々である。

従来の発達支援の中心は、児童発達支援事業所・センターなどに子どもや保護者が出向き専門職の支援を受けていたが、この制度では、専門職が保育所に向いて支援を行うので、就労している保護者は職場を休む機会が減ることや、施設への往復の時間が不要になり、保護者に

障害のある子どもの保育にかかわる現状と課題



\*厚生労働省資料 筆者が編集

図2 児童発達支援事業と保育所等訪問支援事業所数の変化

とつても利点が多い制度である。また、専門職が保育所で支援することにより、対象児への支援方法を保育者が学べることや、周囲の子どもの関わりにも影響されることが考えられ、多様性（ダイバーシティ）な背景のある子どもそれぞれが活かされて生活することにつながることも期待される。

保育所等訪問支援の実態としては、保育所等訪問支援事業の実施設数は、児童発達支援事業所数と比較すると大幅ではないが実施機関が増えている。実施設の課題としては、派遣するスタッフの育成や訪問施設までの時間や実施の収入、制度を受ける側の保育所や学校等の制度の理解や浸透が課題になる。

### 1-3 障害児保育と虐待

保育所や児童発達支援センターや事業所で障害児保育を受けている子どもで虐待を受けている割合は不明であるが、表1の児童養護施設入所児童等調査結果からは、乳児院を利用している乳幼児、幼児の28.2%に障害があり、35.5%が虐待を受けていることから両者に重なりが生じうることは考えられる。児童養護施設などで働く保育士は、障害の理解と対応だけでなく、虐待についても理解して対応していくことが求められる。このことは、保育所や児童発達支援センター・事業所などで働く保育士にも同様である。被虐待の子どもに発達障害に似た症状が生じることや、子どもに発達障害があることで保護者との関わりとのずれが生じて虐待を引き起こすこともある。保護者と接する機会が多い保育士は、保護者に問題が生じる前の対応や支援が可能であるので、果たす役割は大きいと考えられる。柏女・橋本（2009）は、保育士が行

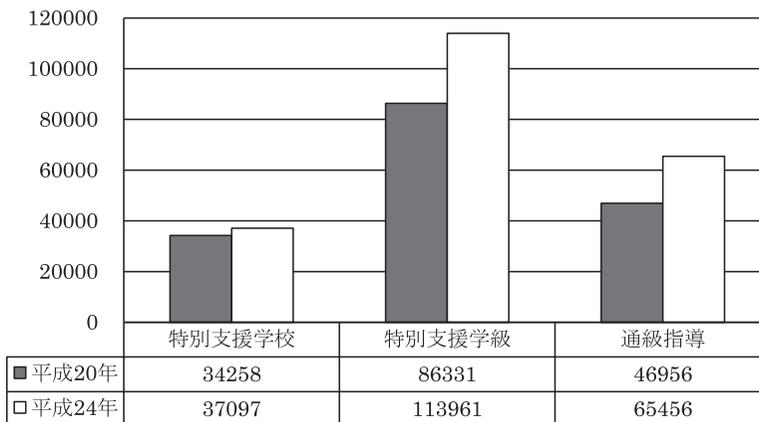
う対人援助を、「発生予防の段階」「進行予防の段階」「特別なニーズへの対応段階」があるとしている。「発生予防の段階」で挙げられている送迎時の対話や保育連絡ノートなど日々のコミュニケーションを活用することで、保育士は、保護者の抱えている悩みに気づくことができ、子どもの発達等に関する悩みを聞くことや話す機会を通じて、子育てへの安心や自信を持ってもらうことにより、虐待の予防に役立つことが考えられる。保育士が障害児保育を行うなかで、保護者支援を行う意識を持つことで、虐待などの二次的な問題を防げると考えられる。

ここまでは、障害児保育の課題について検討してきたが、厚生省（2014）「今後の障害児支援の在り方について」で提案されている「縦横連携」によるライフステージごとの個別支援の充実の観点からすると、保育所などを出た後の学校でも、保育所での障害児保育の中で積み重ねてきたことや発達支援を途切れさせることなく繋いでいくことが重要になると考えられる。続いて、学校教育での特別支援教育の課題と、特別支援教育の課題から見える障害児保育の課題を検討する。

## Ⅱ. 特別支援教育の現状と問題の所在

学校教育において、障害のある児童，発達が気になる児童に対して，特別支援学校，特別支援教室，通級指導学級での教育が行われている。また，教育委員会などにより通常学級に在籍する児童に対して専門家チームを派遣するなどを通じて支援を行っている。

特別支援学校，特別支援学級，通級指導学級の児童の数を平成20年と24年を比較すると，



\* 文部科学省資料 筆者が編集

図3 小学生の特別支援教育対象者数の変化

特別支援学校の増加率 7.7%，特別支援学級の増加率 24.2%，通級指導学級の増加率 28.3% となっている。通級指導学級を利用している通常学級に在籍している児童の増加が高いことが伺え、知的障害よりも発達障害がベースにある児童の増加が考えられる。

発達障害は平成 16 年の発達障害者支援法で以下のように定義されている。「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの」とされている。発達障害のある児童が増加していることが考えられるが、保育所の段階で、障害児保育の対象や巡回相談などで支援を受けていたか、障害児保育の対象ではなくとも保育士に気になる存在として挙げられていたのか、保育所時代は全く問題がなく小学校に入って課題が顕在化したかについては、ここでは検討できていないが、就学前後の追跡調査を行うことで、幼児期の気になる幼児、発達障害のある幼児の変化の把握が可能になり、障害児保育で行うべきことが改めて示されると考えられる。

通常学級に在籍している発達障害のある児童への支援は課題であり、支援方法も変化している。従来は、所属している学校外に設置されている通級指導学級に通う場合も多かったが、通級指導を行う教員が各学校に派遣されることで、自分の学校で必要な支援を受けられるようになりつつある。支援の形態としては、保育所などで専門職の支援を直接受けられる形態と似てきている。発達障害の理解と支援が進んでいる一方で、従来の対応だけでは難しい子どもの増加も指摘されている。

## II - 1 発達障害と愛着障害

発達障害のある児童への支援や対応が進められる一方で、発達障害への対応ではうまくいかない場合が増えているとの報告もある。宮内 (2016) によると、「指導が通らない子どもの中で、学年が上がったり担任が変わったりすると、激変する子どもがいました。保護者と面接したりした後や家庭訪問の後、急に意欲的に頑張り始める子どもがいることにも気づいていました。(中略) これらのことから、『本当に発達障害が増えたのか？何か他に問題があるがあるのでないだろうか？』と思うようになり、そして『愛着の問題』に行き着いたのです。」「子どもの問題行動を、①発達の問題か、②愛着の問題か、③その両方の重複があるのか、という三つの視点でみる必要だと思うのです。」と記している。米澤 (2016) は、「専門機関や医療機関においてさえも、発達障害と愛着障害の適切な峻別・鑑別アセスメントがされておらず、そのため支援が混乱している」「現場において必要なのは、発達障害と混同しやすい愛着障害、愛着の問題を抱える子どもを見極め、適切な支援をすることです」と記している。

他の障害と比べて増加率が高い発達障害の中には、学校の状況からは、愛着障害の群が存在することや、発達障害と愛着障害の併存も考えられる。社会的擁護施設の状況からは、障害と虐待の併存や虐待による症状があることが考えられ、気になる子ども＝発達障害ではなく、実は様々な様相の子どもが存在することが推測される。特別支援教育の現状から障害児保育を考えると、就学後に急に問題が生じたのではなく、保育所の段階から問題が生じていたとも考えられるが、虐待や愛着障害の問題は、鑑別が難しいこともあり、障害児保育の中では、発達障害と捉えられていることが多いのかもしれない。画一的に子どもを理解するのではなく、様々な背景がある子どもが存在していること理解する、それぞれの特徴や特性に応じた支援が保育所段階から求められると考えられる。

障害児保育の段階では、保育士と保護者が接する機会も多いので、家庭状況や保護者の情報を得やすく、子どもを多面的に理解することが可能である。また、これらの幼児は問題が複雑に結びついていることも多いので情報の共有や見守りも必要である。保育所で行っていた保育や支援を学校に引き継ぐだけでなく、学校側から引き継ぎの資料に対して確認や返信する、連携をする関係を作っていくことも必要になると思われる。

### Ⅲ. ま と め

この論文では、障害児保育と特別支援教育の現状と課題をまとめた。障害児保育の先にある特別支援教育の現状と課題をまとめることにより、今後の障害児保育の中で行うべき課題も明らかになった。この点を踏まえ、障害児保育の今後の課題としては、以下の四点が挙げられる。

#### Ⅲ－１ 課題 新しい制度を活用した保育

障害のある幼児の保育を支える専門機関として、従来の児童発達支援事業やセンターでの発達支援に加えて、保育所等訪問支援が始まり、新たな制度の理解と活用の仕方が課題になる。保育所等訪問支援では、保育所で支援を行うために、保育所等訪問支援を行う事業所の受け入れや、外部の人材をどのように受け入れるかという調整が必要になる。また、保育所等訪問支援のスタッフから情報が得ることが可能なのか、外部機関の職員がどのような形態で保育場面に参加するのか、複数の事業所が訪問する場合の調整など、新しい制度を運用していく上での問題も考えられる。外部機関の専門職が保育所で支援を直接行うことで、保育士の障害のある幼児の専門性の向上の機会になると考えられるので、制度の活用の仕方、実際の運営について検討し、受け入れるシステムを作る必要がある。

### III - 2 課題 保護者との協働

保育所等訪問支援の実施や、通級指導学級が所属学校で行われるようになると、保護者の負担が軽減される。保育所に通いながら、児童発達支援事業所などで療育を受けていた子どもの保護者は、療育場面で子どもの様子を見ることや、保育士や専門職とのやり取りが直接、適宜行うことができていたが、保育所等訪問支援では、保護者のいない場面で支援をすることが増えることが考えられる。子どもの支援の共有の意識を高くすることが求められる。保育士が専門職と支援について協働する意識を持たないと、専門機関だけが支援を行うことにもなりかねず、また、それぞれが保護者と協働する意識を持たないと、閉じられた支援に陥り、保護者が協働する意識が下がる、子育てへの意欲の低下や意識の変化が生じることも考えられる。

「子育ては、子どもの権利条約においても『親の第一義的責任』が国際的合意である。このことを前提にしつつ、子育てに対する『社会的支援』をどこまで行うかについての社会的合意は、いまだ十分になされているとはいえない。」(柏女, 2015)とあるように、子育てにおいて支援を増やしていくことは望ましいが、機関による支援が多くなることで、子育ての中の保護者の位置づけが不明確になる可能性がある。保育所の中での子どもの支援の方法や形態、保護者との協働の方法について、今後検討していくことが必要である。

### III - 3 課題 保護者支援

発達障害のある児童が増加していることから、障害児保育においても発達障害のある幼児の増加が考えられ、保育所と保護者が協働する必要性がある。障害児保育の対象は、発達障害だけでなく、肢体不自由の幼児なども対象である。運動に課題があることが、子どもの認知や心の育ちとも関係しており(山田, 2016)、障害からそれぞれの子どもに課題が生じるので、子どもの状態に応じた保護者の思いや悩みがあることは忘れてはならない。

厚生労働省(2014)「今後の障害児支援が進むべき方向」の基本理念の「家族支援の重視」の項目においては、①保護者の子どもの育ちを支える力の向上(ペアレントトレーニング、カウンセリング、短期入所)②きょうだい支援、③保護者のウェルビーイング支援(育児と就労の両立支援)が挙げられている。保護者の子どもの育ちを支える力の向上が課題となっている中では、ペアレントトレーニングが挙げられている。子どもや自分の問題を意識している保護者が、発達障害などがあり関わりに配慮が必要な幼児、児童への関わり方や適切な対応を学ぶペアレントトレーニングの意義は高い。一方で、ペアレントトレーニングを行う際には、時間が必要であることやグループで学ぶことが多いので、保護者によっては適さない場合もあることも考えられる。保護者の子どもの育ちを支える方法は多様なので、保護者支援を考える際に、

一律にペアレントトレーニング等の外部の支援を勧めるのではなく、子どもと近い関係にあり多くの時間をともに過ごしている保育士が行っている保育や支援を保護者支援に活かすことを見直す必要がある。

保育士が行う保護者支援の方法としては、保育士がどのように子どもを捉え、どのような関わりをして子どもが育ってきたかについて保護者と共有することが、子育てのヒントになり、保護者が子どもの育ちを支える力の向上への大きな支援になると考えられる。保護者の支援に効果的な伝える内容、伝える時期、保護者に応じた伝え方などを系統立てていくことは、今後必要に思われる。また、先に挙げた「発生予防の段階」でできる、保護者との関わりを持っていくことも保護者支援の大切な観点になると考えられる。

### III - 4 課題 インクルーシブ

障害児保育は、様々な機関や形態で行われている。保育所での保育だけではなく、障害のある幼児だけの保育環境で保育も行われている。新たに始まっている保育所等訪問支援の制度では、保育所での支援が行われる。このことは、改めて障害のある幼児を、集団の一員として障害児保育を推進していくことを示していると考えられる。障害のある幼児が分けられた存在ではなく、集団の多様性（ダイバーシティ）の一員として保育や支援を受け、集団の中で育ちあうことに繋がると考えられる。

現状としては、児童発達支援の事業所が増加していることから、障害のある幼児への専門的な支援へのニーズが高く、保育の中での育ちあいや支援だけではなく、専門機関を利用することが多いと考えられる。専門機関を利用するニーズは、家庭のニーズだけではなく、保育所などから求められたニーズも含まれると考えられるが、専門職の支援をどのような形で受けていくのか活用していくのかが、今後の障害児保育の方向性を示すと考えられる。インクルーシブを推進するためにも、障害のある幼児の特性を理解し対応するための専門性を整理する、障害のある幼児の保育や発達障害等の知見や新たな制度の活用を合わせながら、障害のある幼児、障害のない幼児それぞれが活かし活かされ合う関係の障害児保育を推進していくことが望まれる。

## IV. おわりに

障害児保育、障害のある幼児への支援が変わりつつある。診断や療育手帳を有することなど、障害があると認定されると支援が始まった時代から、支援を必要と希望することで支援が

## 障害のある子どもの保育にかかわる現状と課題

受けられるようになっていたり、発達障害、虐待による症状や愛着障害などの増加の可能性など、診断や判断が分かり易い障害とは異なる障害や、障害が重複している例が増加していることが考えられる。障害の概念の拡がりにより、障害のある幼児への保育だけではなく、障害のある幼児に現象としては類似や近接している幼児の存在も念頭においた保育を行う必要があり、障害児保育の概念も拡げていく必要があると考えられる。

障害のある幼児の増加に伴い、障害児保育では児童発達支援事業・センターなどで専門的な保育のニーズの増加や保育所での支援のニーズが増加している。特に保育所の中では、特定の幼児への障害に応じた保育をすることが障害児保育ではなく、インクルーシブな環境の中で、障害児保育の知見を活かした、幼児それぞれの多様性（ダイバーシティ）に応じた保育が求められるのかもしれない。

障害児保育と特別支援教育との違いは、保育士と保護者が顔を合わす機会が多く、保護者と時間を共有しやすいことである。多様な背景のある幼児を保育していくうえで、新たな制度や様々な支援を使うことも大切であるが、保育所、家庭、機関がバラバラでは保育に支障をきたすので、保護者との協働は不可欠であると考えられる。児童の状況を見ると、放課後デイサービス事業所を利用する児童のなかには、学校が終わると直ぐにサービスが提供される放課後デイサービス事業所で過ごし、夕方になると車で送られて帰宅する実態があり、子どもが家庭や地域から切り離されて過ごしているようにも感じられる。保育所を利用する時期は、保護者が子どものことを知っている保育士達と時間を共有し、子どものことを考えることができる時期なので、保護者との協働は大切にしたい視点である。

今後の研究としては、課題として挙げられたことの検証が必要である。調査研究を通じて、障害児保育や特別支援教育での実態調査（子どもの状態像と支援状況、保護者支援の状況、制度利用状況、障害児保育の専門性）や、事例研究を通じて、障害児保育から教育・特別支援教育を受ける中での発達状況の変化や課題の変化を経年で追うことで、障害児保育の成果や新たな課題が検討できると考えられる。

## 引用文献

- 千葉県 千葉県障害児等療育支援事業実施要綱 <https://www.pref.chiba.lg.jp/shoufuku/jigyoushamuke/info/ryouikushien/documents/youkou.pdf>（情報取得 2016/8/1）  
法令提供データシステム 発達障害支援法 <http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H16/H16HO167.html>（情報取得 2016/8/1）  
柏女霊峰・橋本真紀（2009）. 保育実践と社会福祉援助 柏女霊峰・伊東嘉余子編著 社会福祉援助技術

- 保育者としての家族支援 樹村房 pp. 16-17
- 柏女霊峰 (2015). 子ども・子育て支援制度を読み解く その全体像と今後の課題 誠信書房 pp. 160-161
- 厚生労働省 (2015). 児童養護施設入所児童等調査 <http://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-11905000-Koyoukintoujidoukateikyoku-Kateifukushika/0000071184.pdf> (情報取得 2016/8/1)
- 厚生労働省 政府統計 平成 26 年 社会福祉施設等施設調査の概況 [www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai.../0000036483.pdf](http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai.../0000036483.pdf) (情報取得 2016/8/1)
- 厚生労働省告示第 141 号 (2008). 保育所保育指針 <平成 20 年告示> フレーベル館 pp. 24
- 厚生労働省 (2014). 今後の障害児支援の在り方について (報告書) ~「発達支援」が必要な子どもの支援はどうあるべきか~ [www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai.../0000052619.pdf](http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai.../0000052619.pdf) (情報取得 2016/8/1)
- 宮内英里子 (2016). 子どもの問題行動に「愛着」という視点を 月刊学校教育相談, pp. 28-29
- 文部科学省 (2015). 特別支援教育の現状について 平成 26 年度特別支援教育に関する調査の結果について [http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/tokubetu/material/1356203.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1356203.htm) (情報取得 2016/8/1)
- 西木貴美子・小川圭子 (2015). 保育者が考える「障害児保育の専門性」に関する研究—KJ法を用いたスモールグループディスカッションによる検討— 四天王寺大学紀要, 59, 609-620.
- 米澤好史 (2016). 愛着の問題を抱えるこどもの理解と支援 愛着障害と発達障害の違いと対応 月刊学校教育相談, pp.24-26

## 参考文献

- 厚生労働省 (2015). 障害児支援について [http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu\\_Shakaihoshoutantou/0000096740.pdf](http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu_Shakaihoshoutantou/0000096740.pdf) (情報取得 2016/8/1)
- 山田雄一 (2016). 「自分づくり」のために大事にしたいこと 手足の不自由な子どもたち はげみ, 366, pp. 21-26